

久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の制定について

## 1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、これまで介護保険法に定められていた介護サービス事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定めている介護サービスに係る人員等の基準を、都道府県及び市町村の条例で定めることとされました。

これにより、当広域連合では、地域密着型サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める次の二つの条例案が、平成25年2月の第7回広域連合議会定例会において議決されましたことから、平成25年4月1日から施行することといたしました。

## 2 久慈広域連合が制定した条例

- (1) 久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年久慈広域連合条例第2号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）

※参考〔現行の基準を定めている厚生労働省令〕

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

- (2) 久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年久慈広域連合条例第3号。以下「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))

※参考〔現行の基準を定めている厚生労働省令〕

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

## 3 各条例で定めた基準の概要

- (1) 地域密着型サービス基準条例で定めた基準

- ア 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員
- ウ 指定地域密着型サービスの事業の申請者の法人格の有無

- (2) 地域密着型介護予防サービス基準条例で定めた基準

- ア 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準
- イ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者の法人格の有無

#### 4 各条例で対象となるサービス

##### (1) 地域密着型サービス基準条例

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑧ 複合型サービス

##### (2) 地域密着型介護予防サービス基準条例

- ① 介護予防認知症対応型通所介護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 5 条例制定の基本的な考え方

当広域連合では、介護保険法等に規定する「従うべき基準」及び「標準」については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令どおりの基準に準拠することが妥当と判断いたしました。

また、「参酌すべき基準」については、原則、現行の省令で定める基準のとおりといたしましたが、一部の項目について、サービスの質の確保、岩手県条例との整合性等の観点から、省令と異なる内容で、広域連合独自の基準といたしました。

#### 6 現行の省令と異なる独自基準の内容

##### (1) 地域密着型介護予防サービス基準条例

| 対象サービスと項目  | 省令と異なる内容 |   | 備考   |
|--|----------|---|--|
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<br>【設備に関する基準】<br>【設備】<br>※参酌すべき基準               | 省令       | 一の居室の定員は、1人とする。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。  | 岩手県条例との整合性を図るとともに、低所得者であっても利用しやすいよう地域の実情に配慮し、利用者の多様なニーズに対応する必要があるため。 |
|  | 条例       | 一の居室の定員は、1人とする。ただし、 <u>入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供において広域連合長が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる。</u>       |  |
| 認知症対応型通所介護<br>地域密着型特定施設入居者生活介護<br>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<br>【運営に関する基準】 | 省令       | 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 | 利用者の安全・安心の確保を図る観点から、適用範囲を入所及び通所系サービスにも拡大しました。                        |
|  | 条例       | (上記を第1項として、この項の次に次の1項を第2項として加えました。)   |  |

|  |        |  |  |
|--|--------|--|--|
| 【非常災害対策】<br>※参酌すべき基準   |        | <u>2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>   |  |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護ほか全<br>サービス<br>【運営に関する基準】<br>【記録の整備】<br>※参酌すべき基準 | 省<br>令 | 2 事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。  | 介護報酬の返還請求の時効は地方自治法により5年であることから、介護報酬過払い返還請求の時効期間への対応を可能とするとともに、サービスの質の向上を図るため、延長しました。 |
|  | 条<br>例 | 2 事業者は、利用者に対する介護の適用に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 <u>ただし、提供した具体的なサービスの内容等の記録については5年間保存しなければならない。</u> |  |

(2) 地域密着型介護予防サービス基準条例

| 対象サービスと項目  | 省令と異なる内容 |  | 備 考  |
|--|----------|--|--|
| 介護予防認知症対応<br>型通所介護<br>【運営に関する基準】<br>【非常災害対策】<br>※参酌すべき基準           | 省<br>令   | 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。        | 利用者の安全・安心の確保を図る観点から、適用範囲を介護予防認知症対応型通所介護にも拡大しました。                                     |
|  | 条<br>例   | (上記を第1項として、この項の次に次の1項を第2項として加えました。<br><u>2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>       |  |
| 介護予防認知症対応<br>型通所介護ほか全サ<br>ービス<br>【運営に関する基準】<br>【記録の整備】<br>※参酌すべき基準 | 省<br>令   | 2 事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。  | 介護報酬の返還請求の時効は地方自治法により5年であることから、介護報酬過払い返還請求の時効期間への対応を可能とするとともに、サービスの質の向上を図るため、延長しました。 |
|  | 条<br>例   | 2 事業者は、利用者に対する介護の適用に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 <u>ただし、提供した具体的なサービスの内容等の記録については5年間保存しなければならない。</u> |  |

7 施行日 平成25年4月1日